PR テック株式会社

個人情報保護規程

社外秘

第1章 総則

(目的)

第1条

本規程は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、当社が取り扱う個人情報について適切な管理を行なうことにより、個人の人格を尊重し、その権利及び利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図面若しくは電磁的記録に記載され若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む)をいう。

(2)個人識別符号

DNA、顔、虹彩など身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号や、旅券番号、基礎 年金番号、 免許証番号などサービスの利用や書類において対象者毎に割り振られる符号(公的 な番号)をいう。

(3)要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対 する不当 な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものをい う。

(4)個人情報データベース

個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。

(5)個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(6)保有個人データ

当社が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、本人又は第三者の生命、身体などに危害が及ぶおそれがあるもの等又は、6ヶ月以内に消去することとなるものを除く。

(7)本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、当社の役員及び従業員等(以下「役職員」という。)に適用される。

2 本規程に基づき保護される個人情報は、当社において業務上取り扱う全ての個人情報とする。

第2章 個人情報の取得、利用

PR テック株式会社 個人情報保護規程 社外秘

(取得の範囲及び方法)

第4条 個人情報を取得する場合は、あらかじめ利用目的を出来る限り特定し、その目的の達成 に必要な 範囲において、適法かつ公正な手段でこれを行うものとする。

(利用目的の通知等)

第5条 当社は、個人情報の取得に当たり、次の事項をホームページ等で公表するものとする。 (1)個人情報の利用目的

(2)問い合わせ窓口

2 あらかじめ個人情報の利用目的を公表していない場合には、その利用目的を、本人に通知、又は公表する。

(取得を禁止する個人情報)

第6条 当社は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。また、次に掲げる種類の 内容を含む個人情報について、これを取得、利用又は提供してはならない。ただし、あらかじめ本人から の同意がある場合、法令に特段の規定のある場合、又は司法手続上やむを得ない場合は除く。

- (1)本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴
- (2)身体若しくは精神の障害又は犯罪の履歴その他社会的差別の原因となる事項

第3章 第三者提供の制限

(第三者提供の制限)

第7条 あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1)法令に基づく場合。
- (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4)国の機関若しくは地方の公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する ことに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に 支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 第三者に提供される個人データ(要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。)について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
- (1)第三者への提供を利用目的とすること
- (2)第三者に提供される個人データの項目

PR テック株式会社

社外秘

個人情報保護規程

(3)第三者への提供の方法

(4)本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること (5)本人の求めを受け付ける方法

第4章 個人データに関する開示等

(保有個人データに関する開示、訂正等)

第8条 本人から、当該本人が識別される保有個人データについて開示を求められた場合、当社 は遅滞なくこれに応じるものとする。ただし、本人確認を行った上で、その開示の求めが当事者本人からのものであることが確認された場合に限る。

なお、次の場合を除く。

- (1)本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合。(2)当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
- (3)他の法令に違反することとなる場合。
- 2 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容について、事実でないという理由によって訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という)を求められた場合、当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく事実の確認等必要な調査を行い、その結果を踏まえ、適切な訂正等を行うものとする。
- 3 本人から、当該本人が識別される保有個人データについて、個人情報保護法第 16 条 (利用目的による制限) 又は第 17 条 (適正な取得) に違反するという理由で、保有個人データの利用の停止又は消去を求められた場合で、その求めに理由があることが判明したときは、必要な限度で、遅滞なく、当社はこれに応ずるものとする、又は、これに代わるべき措置をとる。

第5章 個人情報の適正管理

(正確性の確保)

第9条 当社は、その保有する個人データについて、利用目的に応じ、必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するよう努めるものとする。

(安全性の確保)

第 10 条 当社は、その保有する個人データについて、不正アクセス及び紛失、破壊、改ざん、漏 洩等を 防止できるよう、合理的な安全対策を講ずるものとする。

(廃棄、消去)

第 11 条 当社は、その保有する個人データについて、次のいずれかに該当する事項が起こった場合には、速やかに当該個人データを廃棄又は消去するものとする。ただし、法令により、保存しなければならない場合を除く。

- (1)利用目的を達成した場合
- (2)当事者から廃棄の申し出があった場合
- (3)その他当社が当該個人情報について保有する必要がないと判断した場合

PR テック株式会社

個人情報保護規程

社外秘

(個人データの送受信)

第 12 条 当社は、個人情報の保護を確保するため、その保有する個人データを電子メール等により送信する場合には、別途定める基準に従って、当該個人データにパスワードをかけ、第三者が 容易にその内容を 使用できないよう措置をとるものとする。

(役職員の義務)

- 第 13 条 役職員が、その業務を行うに際して、個人情報を取得、利用及び提供する場合には、個 人情報の保護のため、十分な注意を払わなければならない。
- 2 役職員は、当社が保有する個人情報につき、次に掲げる行為を行ってはならない。(1)当該個人情報を当社の許可なく第三者に知らせること。
- (2)当該個人情報を不当な目的に使用すること。
- (3)当該個人情報を業務外利用のために取得すること。
- 3 役職員は、次に掲げる場合には、業務を行うに際して利用した個人情報について、速やかに当社に返還しなければならない。
- (1)利用目的を達成した場合。
- (2)役職員が退職又は退任する場合
- (3)その他当社の判断によりその旨の指示があった場合

第6章 個人情報の保護管理

(個人情報保護管理者)

第14条 個人情報を安全、確実に取り扱うために、阿南蓮を個人情報保護管理者とする。

(個人情報保護管理者の職務)

- 第 15 条 個人情報保護管理者は、社内及び個人情報取り扱い委託先における個人情報の適切な管理、運営について、必要な措置をとり、社内外において、個人情報保護に関する意識啓発を 行い、個人情報取り扱い全般についての総括的な指揮監督を行うものとする。
- 2 個人情報保護管理者は、本規程の実施及び運用に関する責任を負い、かつその権限を有するものとする。

第7章

(罰則等)

- 第 16 条 本規程に違反した役員は、取締役会の決定に基づき、制裁の対象とする。
- 2 本規程に違反した従業員は、就業規則に基づき、制裁の対象とする。

(施行年月日)

この規則は、令和5年3月30日に制定施行とする。